

## 海の日を祝う会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海の日を祝う会補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、函館にゆかりのある祝日である海の日にあたり、海の日を祝う会が地域の発展に寄与するために行う事業に要する経費について、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、海の日を祝う会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、海の日を祝う会の運営に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額を交付する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する